

長沼町総合保健福祉センター条例新旧対照表

旧							新								
別表(第9条関係)							別表(第9条関係)								
1 特定施設使用料及び利用券種別							1 特定施設使用料及び利用券種別								
種別	区分	町民が使用する場合			町民以外が使用する場合			種別	区分	町民が使用する場合			町民以外が使用する場合		
		小中学生	高齢者	左以外の者	小中学生	高齢者	左以外の者			小中学生	高齢者	左以外の者	小中学生	高齢者	左以外の者
1回利用券		300円	300円	500円	600円	600円	1,000円	1回利用券		310円	310円	520円	620円	620円	1,040円
回数券(11回)		3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	6,000円	10,000円	回数券(11回)		3,100円	3,100円	5,200円	6,200円	6,200円	10,400円
1月利用券		3,600円	3,600円	6,000円	7,200円	7,200円	12,000円	1月利用券		3,720円	3,720円	6,240円	7,440円	7,440円	12,480円
3月利用券		10,000円	10,000円	15,000円	20,000円	20,000円	30,000円	3月利用券		10,400円	10,400円	15,600円	20,800円	20,800円	31,200円
備考							備考								
1 町民とは、町内に住所を有し、又は町内に通勤、通学等をする者とする。							1 町民とは、町内に住所を有し、又は町内に通勤、通学等をする者とする。								
2 高齢者とは、65歳以上の者とする。							2 高齢者とは、65歳以上の者とする。								
3 1月利用券の利用期間は、発行日から1月とする。ただし、当該発行年度末日を超えて利用することはできない。							3 1月利用券の利用期間は、発行日から1月とする。ただし、当該発行年度末日を超えて利用することはできない。								
4 3月利用券の利用期間は、発行日から3月とする。ただし、当該発行年度末日を超えて利用することはできない。							4 3月利用券の利用期間は、発行日から3月とする。ただし、当該発行年度末日を超えて利用することはできない。								
5 未就学児は、無料とする。ただし、未就学児の使用には保護者が同伴しなければならない。							5 未就学児は、無料とする。ただし、未就学児の使用には保護者が同伴しなければならない。								
6 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する者) 1人につき、介護者1人の使用料は無料とする。							6 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する者) 1人につき、介護者1人の使用料は無料とする。								

## 2 各室使用料

使用時間 室名	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分 から正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前8時30分 から午後10時まで
3世代交 流室	4,110円	5,860円	5,860円	15,830円
研修室A	1,020円	1,540円	1,540円	4,100円
研修室B	720円	1,130円	1,130円	2,980円
調理実 習室	820円	1,230円	1,230円	3,280円
その他 共用部 分	1m2につき 10円	1m2につき 21円	1m2につき 21円	1m2につき 52円

## 備考

- 1 営利を目的として使用する場合は、当該使用料の10割を加算した額とする。
- 2 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合は、それぞれの区分の使用料を合算した額とする。
- 3 11月1日から翌年4月30日までの使用については、冬期加算として、当該使用料の3割を加算した額とする。
- 4 研修室A及び研修室Bにおいて、冷房を使用した場合は、当該使用料の3割を加算した額とする。

## 2 各室使用料

使用時間 室名	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分 から正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前8時30分 から午後10時まで
3世代交 流室	4,190円	5,970円	5,970円	16,130円
研修室A	1,040円	1,570円	1,570円	4,180円
研修室B	730円	1,150円	1,150円	3,030円
調理実 習室	830円	1,250円	1,250円	3,330円
その他 共用部 分	1m2につき 11円	1m2につき 22円	1m2につき 22円	1m2につき 55円

## 備考

- 1 営利を目的として使用する場合は、当該使用料の10割を加算した額とする。
- 2 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合は、それぞれの区分の使用料を合算した額とする。
- 3 11月1日から翌年4月30日までの使用については、冬期加算として、当該使用料の3割を加算した額とする。
- 4 研修室A及び研修室Bにおいて、冷房を使用した場合は、当該使用料の3割を加算した額とする。